

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では第2次宍粟市総合計画において、まちの将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を掲げ、人口減少対策を最重要課題としてまちづくりを進めるとともに、宍粟市地域創生総合戦略において、豊かな森林資源を活用した「森林(もり)から創(はじ)まる地域創生」をテーマに定住促進重点戦略に取り組んでいます。第2次宍粟市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」）、宍粟市地域創生総合戦略（以下「第1次戦略」）が計画期間満了を迎えることから持続可能なまちづくりの指針となる後期基本計画及び第2次戦略を策定します。

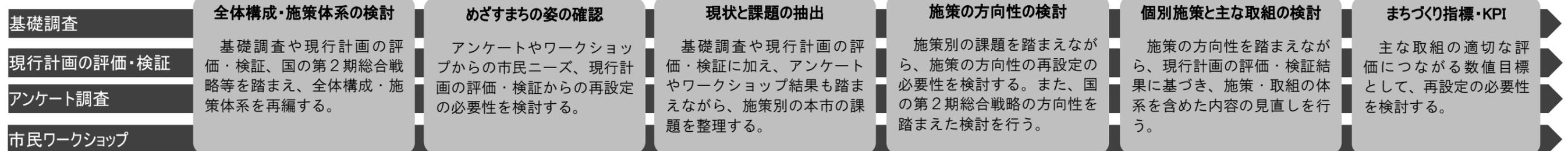
2 計画の構成、期間

後期基本計画は、第2次戦略と一体的に策定するものとし、基本構想は平成28（2016）年度～令和7（2025）年度の10年間となっており、後期基本計画及び第2次戦略は令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

また、実施計画については5年間の計画期間とし、事務事業の進捗管理に基づき毎年度見直しを行います。

II 後期基本計画・第2次戦略策定の考え方と構成（骨組み）

◆計画策定に関連する取組



第2次宍粟市総合計画では基本構想に定住促進重点戦略として第1次戦略の方向性が位置付けられており、国の第2期総合戦略等を踏まえた見直しが必要となります。また、前期基本計画の検証結果に基づき、基本計画の施策体系となる基本方針についても変更する必要性が生じたことから、基本構想部分を含む計画の構成を再編します。

◆構成（骨組）の主なポイント・変更点

＜総論＞

●第1章

ワークショップ結果、前期基本計画・第1次戦略の評価・検証結果の記載、各種統計データ、アンケート調査結果 → 基本構想から外す（統計結果・アンケート調査結果や状況などは構想ではないため）

●第2章（基本構想）

「まちづくりのテーマ」の追加、「人口ビジョン」に基づく将来人口フレームを将来像へ移動

＜各論＞

●第3章への参画と協働・男女共同参画の推進

●第4章への行政改革大綱の新規位置付け

現在の基本構想

第1章 宍粟市の概況

1. 人口の推移と将来見通し
2. 人口動態等の状況
3. 世帯の状況
4. 町域・自治会における高齢化の状況
5. 産業の状況
6. 財政の推移と見通し
7. 市民意識の状況

第2章 宍粟市の最重要課題（人口減少対策）

第3章 宍粟市の将来像

1. 将来像の理念
2. 将来の地域構造

第4章 人口ビジョンと定住促進重点戦略

1. 人口ビジョン
2. 定住促進重点戦略

第5章 まちづくりの基本目標と基本方針

第6章 計画の着実な推進に向けて

後期基本計画構成（骨組）

I はじめに

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の考え方
3. 計画の構成と期間

II 総論

第1章 宍粟市の概況

1. 各種統計データからの現状
2. アンケート調査からの市民意識の状況
3. まちづくりワークショップからのアイデア
4. 前期基本計画・第1次戦略の評価・検証

第2章 宍粟市の将来像

1. 将来像の理念
2. 人口ビジョン
3. 将来の地域構造
4. 宍粟市の最重要課題とまちづくりのテーマ

第3章 定住促進重点戦略

第4章 基本目標と基本方針

第5章 計画の着実な推進に向けて

III 各論（後期基本計画・第2次戦略）

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

第3章 参画と協働・男女共同参画の推進

第4章 健全な行財政運営の推進（行政改革大綱）

基本構想の位置付けから外す

基本構想（変更あり）

III 後期基本計画・第2次戦略の内容

1 全体構成のイメージ

人口ピラミッド構造は、H27以降大きな変化は無いが若年層を中心に全体人口が減少しており、今後も同様の傾向が続く推計となっている。こういった中で人口減少対策に継続して重点的に取り組むとともに、人口減少に対応した「自主自立のまちづくり」を「参画と協働」のもと進めていく。

将来像の理念：人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

《将来の地域構造》
生活圏ネットワーク構想/人口流出抑制のダム機能
公共交通のネットワーク化

《人口ビジョンに基づく人口フレーム》
2060年の定住人口：33,000人

《まちづくりのテーマ》
森林から創まる地域創生

将来像の実現に向けた重点事項

《若年層の人口減少の抑制》

継続的な人口減少を抑制していくために、若年層の転出抑制とUJターン増加を図ることが重要。

《「森林」を活用したまちの創造》

あらゆる分野で「森林」や「木」の要素を活用することで、林業の振興や森林の保全を皮切りに「生業の創造」や「まちの魅力」につなげ、定住・移住・関係・交流人口の増加など好循環を生むとともに、市民の生活に「森林」や「木」を取り入れることが重要。【木育の推進】

《持続可能なまちづくりの推進》

定住・移住・関係・交流人口の増加や産業振興による賑わいの創出、自然環境保全などあらゆる分野において、SDGsの考え方も取り入れながら持続可能なまちづくりを進めることが重要。また、**限りある財源の中で、「今実施しなければならないこと、できること」を選択し、効果的かつ効率的に進める**ことが急務。資源の循環や再生可能エネルギー、AIやIoTといった新たな技術の導入などが国内で進みつつある中で、宍粟市の地域特性に応じたものを取り入れていくことが重要。

地域創生の視点

《ひとづくりの視点》ふるさとの良さを知り、地域を支える人材確保とネットワークの強化

- 産業や福祉、地域づくりの担い手育成と継承
- 市民・地域・企業・行政の連携と、地域における支え合いの仕組みづくり
- ふるさとの良さを知り、地域を支える人材を育成する子育てや教育、木育の推進

《しごとづくりの視点》今ある資源を生かした産業の魅力向上による好循環の創出

- 市内外における木材需要の増加や地域内経済循環の促進
- 森林など今ある資源を生かした産業の振興
- 企業誘致・起業促進による市内での雇用確保による定住人口の確保

《まちづくりの視点》利便性が高く、地域性に溢れ、人口構造に合わせまちの形成

- 交通、買物、医療等の生活に必要な機能の充実、超高齢社会における移動・買物手段の確保
- 空き家や空校舎、遊休地など既存ストックの有効な利活用
- 森林資源の保全と地域材の有効活用

後期基本計画及び第2次戦略の構成

- 基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり
- 基本方針2 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり
- 基本方針3 定住魅力の高いまちづくり
- 基本方針4 安全で安心なまちづくり
- 基本方針5 子どもが健やかに育つまちづくり
- 基本方針6 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり
- 基本方針7 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

参画と協働・男女共同参画の推進

効果的・効率的な行財政運営（行政改革大綱）

定住促進重点戦略

- 【住む】集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援
- 【働く】雇用の創出と就職支援
- 【産み育てる】少子化対策
- 【まちの魅力】選ばれるまちづくり

森林の要素を活かした施策横断的な取組を総合戦略の定住促進重点戦略に位置付け

計画の着実な推進に向けて
参画と協働のまちづくりの推進
PDCA サイクル

実施計画
（戦略の具体的な取組）

2 構成・施策体系変更の視点

変更の視点1 第2次戦略の位置付け及び国の方向性を踏まえた内容変更

第1次戦略の計画期間を1年延長し、後期基本計画の期間と合わせ、「定住促進重点戦略（人口減少対策）」として一体的な展開を図る。また、国の第2期総合戦略で重点化される新たな視点等を踏まえた施策・事業を位置付ける。

位置づけの変更	●前期基本計画時は基本構想への考え方での記載に留まっていたが、取組内容まで含めて後期基本計画（戦略事業編）に一体化する。
国の新たな視点の取り入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●より可能性の高い移住者候補となる出身者（Uターン）をターゲットにした施策を追加。 ●SDGsに基づく持続可能なまちづくり、Society5.0による未来技術を活用した地域課題の解決に関する施策を追加。 ●市内高校、森林大学校等との連携による「ひと」づくりにより、「しごと」の担い手づくり、「まち」への定住促進を図る施策を追加。 ●担い手不足の解消に向けた女性・高齢者・障がい者等の就業促進に関する施策を追加。 ●移住・定住促進に向けたフレームとなる「関係人口」の増加を図る施策を追加。 ●宍粟市の地域資源を活かせる農山村体験、スポーツに関する施策を追加。

変更の視点2 社会潮流の変化への対応

現行計画策定時からの社会潮流の変化として、地方創生の推進による自治体間競争の激化、国際的な目標や新技術の活用などに対応できるよう、基本方針、施策の追加を行う。

自治体間競争への対応	●基本方針に「定住魅力の高いまちづくり」を追加し、移住・定住促進等に関する施策を位置付ける。
国際的目標や新技術活用	●SDGsはまちづくりの考え方、Society5.0はまちづくりのツールとして活用する視点を持ち、各施策を推進する際に取り入れていく。（基本計画の施策体系としては、特定の分野に位置付けない）

変更の視点3 現行計画の評価・検証に基づく整理

現行計画の評価・検証に基づく課題や、担当課の意見を踏まえ、宍粟市のこれからのまちづくりを効率的・効果的に進めていくための施策体系に変更する。

また、SDGsと同様、特化した項目は設けないが、可能な限りすべての施策区分に「森林」「木育」への関連付けを行う。

風景街道の創造に関する施策の一本化	●「森林環境」「水辺空間」「環境教育（学習）」「里山・田園景観」の保全等について、「森林・田園・街並景観の保全」とし、風景街道の創造に関する施策を一本化。 ※令和元年度に策定する全体構想に基づき施策を推進。
環境に関する施策の一本化	●資源循環型社会の構築と再生可能エネルギーについて、基本施策を一本化し、基本方針2に統合。
インフラに関する施策の一本化	●インフラ整備、維持を行う道路、上下水道を一本化。 ●生活道路網について、新規整備よりも維持・管理に重点がシフトしていくことから、個別施策名を「生活道路網の整備、維持」に変更。
定住促進の基本方針を新設	●生活圏の拠点づくりを施策化し、公共交通の充実を含めて、地域の暮らしやすさを高める取組を整理。 ●移住・定住促進を図る施策を位置付け、「子育て環境の整備」に位置付けられていた「結婚支援」を位置付け変更。
消費生活の範囲の拡大	●消費者トラブルへの対応に限定せず、「消費者市民社会」（社会、経済、環境に消費が与える影響を考えた地域社会の持続に参加する社会）の構築に向けた消費者育成の視点を追加する。
福祉に関する施策の一本化	●地域福祉を上位として（社会福祉法上の位置付けとして）、高齢者福祉、障がい福祉等の各種福祉施策を含めて施策を一本化。
参画と協働・男女共同参画を新設	●参画と協働（地域づくり）を基本構想だけでなく基本施策に新設。 ●男女共同参画を位置付け、個別施策として「女性活躍」を追加。
「行政改革大綱」の位置付け	●基本構想に位置付けられていた「行財政運営の推進」について、行政改革大綱として基本計画に位置付ける。

第3章（参画と協働・男女共同参画）・第4章（行政改革大綱）

3 施策体系案

テーマ 森林から創まる地域創生

将来像 重点事項

〈まちづくりの視点〉
利便性が高く、地域性に溢れ、人口構造に合わせたまちの形成

〈ひとづくりの視点〉
ふるさとの良さを知り、地域を支える人材確保とネットワークの強化

〈しごとづくりの視点〉
今ある資源を活かした産業の魅力向上による好循環の創出

個別施策は今後の委員会等での議論や
庁内調整の中で柔軟に変更します。

基本目標・基本方針	基本施策	個別施策	定住促進重点戦略		
基本目標1 住み続けたい、住んでみたいまち	基本方針1 魅力と活力あふれる 地域産業を育むまちづくり	施策1 林業の振興 施策2 農業の振興 施策3 商工業の振興 施策4 観光の振興	重点戦略1「住む」 集落・地域の活性化と 宍粟市への移住支援 ■集落・地域の活性化 ■移住希望者の受け入れ促進に向けた体制の構築 ■UJI ターンズの促進		
	基本方針2 環境にやさしく 快適に暮らせるまちづくり	施策5 森林・田園・街並景観の保全 施策6 資源循環型社会の構築 (※再生可能エネルギー導入促進含む)			
	基本方針3 定住魅力の高いまちづくり	施策7 住環境整備、土地利用の推進 施策8 道路網・上下水道の整備・維持			
	基本方針4 安全で安心な まちづくり	施策9 生活圏の拠点づくりの推進 (公共交通ネットワークの充実含む) 施策10 移住・定住促進の充実 施策11 防災体制の充実 施策12 消防・救急体制の充実 施策13 防犯・交通安全の推進 施策14 消費者行政の推進			
	基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気にすごせるまち	基本方針5 子どもが健やかに 育つまちづくり		施策15 子育て支援の充実 施策16 就学前教育の充実 施策17 学校教育の充実 施策18 青少年健全育成の推進 施策19 健康づくりの推進 施策20 地域医療の充実 施策21 地域福祉の充実	重点戦略2「働く」 雇用の創出と就職支援 ■地元企業・事業者の育成と発展 ■雇用の場の確保 ■若者の就職支援の促進 ■女性・高齢者等の就業促進
		基本方針6 保健・医療・福祉 が連携した 安心のまちづくり		施策21-1 高齢者福祉の充実 施策21-2 障がい福祉の充実	
		基本方針7 心豊かにいきいきと 学べるまちづくり		施策22 社会保障の充実 施策23 生涯学習の推進 施策24 文化・芸術活動の推進 施策25 スポーツ活動の推進 施策26 人権教育・啓発の推進	
		参画と協働・男女共同参画の推進		①担い手の確保・育成 ②林業生産基盤の整備 ③穴粟材流通の拡大促進 ①担い手の確保・育成 ②農業生産基盤の整備 ③生産の振興と流通の促進 ①中小企業の経営安定化 ②企業誘致の推進と起業家支援 ③6次産業化・産業間連携の促進 ④就職支援の充実 ①魅力の発信の強化 ②観光客受入体制の充実 ③観光拠点の整備 ④体験型ツーリズムの推進 ①森林環境の保全 ②水辺空間の保全 ③環境教育の推進 ④里山・田園景観の保全 ①ごみの減量化の推進 ②ごみの適正処理・管理 ③再生可能エネルギーの導入促進 ④省エネルギーの推進 ①住宅環境の整備 ②空き家等の適正な管理の推進 ③公園の整備・管理 ④環境美化の推進 ⑤有効な土地利用の推進 ①生活道路網の整備・維持 ②広域的道路網の整備促進 ③上水道事業の推進 ④下水道事業の推進 ①生活圏の拠点づくりの推進 ②公共交通ネットワークの充実 ①移住・定住の促進 ②移住者支援の充実 ③出会いの場の創出 ④空き家活用の推進 ①地域防災体制の充実 ②災害に強いまちづくり ③危機管理対策 ①消防体制の強化 ②救急・救助体制の強化 ③予防対策・意識啓発活動の推進 ①交通安全啓発の推進 ②交通安全施設の整備 ③防犯対策の充実 ①安全・安心な消費者生活の確保 ②消費者市民社会の推進 ①子育て環境の整備 ②地域や社会で子育てを支える環境づくり ①保育サービスの充実 ②幼児教育・保育の充実 ③幼保一元化に向けた取組の推進 ①生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)の育成 ②教育環境の整備 ③特別支援教育の充実 ①青少年健全育成のための推進体制の充実 ②青少年を育てる地域ぐるみの活動 ③青少年活動の推進 ①生涯を通じた健康づくり活動の推進 ②心の健康づくりの推進 ③スポーツを通じた健康づくり ①地域医療の充実 ②穴粟総合病院の充実 ①地域福祉活動の推進 ②社会孤立の解消 ③自殺対策の推進 ①地域包括ケアの充実 ②高齢者の生きがいづくり・介護予防事業の推進 ③介護サービス基盤の充実 ①障がい者の社会参加促進 ②地域生活支援の充実 ③保健福祉事業と相談体制の充実 ①福祉医療の充実 ②国民健康保険事業の充実 ③介護保険事業の充実 ④生活困窮者等への対応 ①誰もが学べる学習環境づくりの推進 ②読書活動の推進と図書機能の充実 ①歴史と文化資源の保全・活用 ②地域の文化・芸術活動の推進 ③多文化共生と国際交流活動の推進 ①生涯スポーツ活動の推進 ②競技スポーツの強化と振興 ①人権教育・啓発の推進 ②人権擁護(相談・支援・救済)の充実 ③DV対策等の推進 ①自主自立のまちづくり ②男女共同参画意識の醸成 ③男女共同参画社会の推進 ④女性活躍の推進	
		健全な行財政運営の推進(行政改革大綱)		①効率的・効果的な行政運営の推進 ②持続可能な財政基盤の確立 ③財産管理の充実	

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

若年層の人口減少の抑制

「森林」を活用したまちの創造

持続可能なまちづくりの推進